

茨城県報

第 6 6 4 1 号

昭和53年 6 月 22 日

木 曜 日

(明治35年 3 月 17 日
第三種郵便物認可)

目 次

規 則

(公 安 委 員 会)

- 派出所、駐在所等の設置並びにその名称、位置及び所轄区域等に関する規則の一部改正…………… ページ
…………… 1

告 示

- 原子弾被爆者の医療等に関する法律に基づく医療機関の指定 (保健予防課) …………… 2
●茨城県訓練手当支給要項の一部改正 (職業訓練課) …………… 3
●新規土地改良事業の認可 (2 件) (農地管理課) …………… 4
●土地改良法に基づく更正換地処分 (") …………… 4
●木材業者等の登録事項の変更 (県北地方総合事務所) …………… 4

訓 令

- 茨城県交通災害見舞金等審査委員会規程の一部改正 (交通安全対策課) …………… 5

公 告

- 料理飲食等消費税公給領収証用紙の無効 (税務課) …………… 5
●役員の住所変更 (農地管理課) …………… 6
●土地立ち入り測量 (用地課) …………… 6
●道路位置の指定 (建築指導課) …………… 6
●開発行為の工事完了 (") …………… 7

規 則

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会規則第 6 号

派出所、駐在所等の設置並びにその名称、位置及び所轄区域等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和53年 6 月 22 日

茨城県公安委員会委員長 新 堀 正 孝

派出所、駐在所等の設置並びにその名称、位置及び

所轄区域等に関する規則の一部を改正する規則

派出所、駐在所等の設置並びにその名称、位置及び所轄区域等に関する規則 (昭和35年茨城県公安委員会規則第 2 号) の一部を、次のように改正する。

別表第 2 (1) 警察官派出所名称, 位置, 所管区の部 石岡警察署の款中

石岡駅前警察官 派 出 所	石岡市国府一丁 目 1 番20号	石岡市国府一, 二, 三, 四, 五, 六, 七丁目, 泉町, 国分町, 若松町, 土橋町, 青木町, 香丸町, 仲の内, 宮部, 宮下, 元真地, 木之地, 仲野, 幸町, 貝地, 田島, 茨木, 小目代, 大谷津, 田崎, 谷向, 大砂, 鹿の子, 村上, 染谷, 基石沢, 根当, 半の木, 正土内, 東大橋 (兵崎)	を
------------------	---------------------	--	---

石岡駅前警察官 派 出 所	石岡市国府一丁 目 1 番20号	石岡市国府一, 二, 三, 四, 五, 六, 七丁目, 府中一, 二, 三丁目, 若宮一, 二, 三丁目, 総社一, 二丁目, 泉町, 国分町, 若松町, 宮部町, 貝地町, 幸町, 田島, 茨木, 小目代, 大谷津, 田崎, 谷向, 大砂, 鹿の子, 村上, 染谷, 基石沢, 根当, 半の木, 正上内, 兵崎	に
------------------	---------------------	--	---

改める。

付 則

この規則は, 昭和53年 6 月22日から施行する。

告 示

茨城県告示第812号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律 (昭和32年法律第41号) 第14条の 3 第 1 項の規定に基づき
次の医療機関を指定する。

昭和53年 6 月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

医療機関の名称	開 設 者	所 在 地	指定年月日
小川町国民健康保険 白 河 診 療 所	小川町長 伊 藤 光 雄	東茨城郡小川町飯前589-2	53. 5. 31
牛 久 中 央 病 院	星 野 邦 夫	稲敷郡牛久町猪子896	53. 5. 18

茨城県告示第813号

茨城県訓練手当支給要項(昭和50年茨城県告示第1255号)の一部を次のように改正する。

昭和53年6月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

第1条中「港湾運送事業離職者に係る職業転換給付金の臨時特例に関する省令(昭和49年労働省令第4号)第4条、漁業離職者に係る職業転換給付金の臨時特例に関する省令(昭和51年労働省令第27号)第5条並びに造船業離職者に係る職業転換給付金の臨時特例に関する省令(昭和52年労働省令第22号)第3条」を「漁業離職者に係る職業転換給付金の臨時特例に関する省令(昭和51年労働省令第27号)第5条、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和52年法律第94号)第4条並びに特定不況業種離職者臨時措置法(昭和52年法律第95号)第10条」に改める。

第2条第1項中「第1号から第7号及び第11号の」を削り、同項第9号を削り、同項第10号を同項第9号とし、同号の次に次の2号を加える。

- (10) 国際協定の締結に伴う漁業離職者に関する臨時措置法第4条第1項の漁業離職者求職手帳の発給を受けている者
- (11) 特定不況業種離職者臨時措置法第10条第1項及び第2項の特定不況業種離職者求職手帳の発給を受けている者

第5条第2項中「1,810円」を「2,010円」に、「1,610円」を「1,790円」に改め、同条第3項中「1,570円」を「1,790円」に改める。

第6条第2項中「430円」を「470円」に改め、同条第3項中「職業訓練法施行規則(昭和44年労働省令第24号)別表第7に掲げる訓練科のうち、」を削り、同条第4項中「特定職種受講手当は、2,000円とする。」を「特定職種受講手当は、支給対象者が職業訓練を受ける期間の日数に応じて支給するものとし、その月額は、2,000とする。」に改め、同条第6項中「通所手当の」を「通所手当は、支給対象者が公共職業訓練施設に通所する期間に応じて支給するものとし、その」に、「13,250円」を「15,000円」に、「1,530円」を「1,800円」に、「2,700円」を「3,060円」に、「2,970円」を「3,420円」に、「4,140円」を「4,770円」に改める。

様式第1号(その1)中「ア雇用保険基本手当」を「ア雇用促進事業団の支給する手当」に、「イ船員失業保険金」を「イ雇用保険基本手当等」に、「ウ沖縄法相当給付」を「ウ船員失業保険金等」に、「職業」を「職業の有無」に改める。

付 則

- 1 この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の茨城県訓練手当支給要項(以下改正後の告示)という。)の規定は、昭和53年4月1日から適用する。
- 2 昭和53年4月1日において、現に職業訓練を受けている者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の告示第2条第1項第10号に該当する者に係るこの告示の適用については、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法が効力を有する昭和55年1月1日までとする。ただし、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則(昭和52年労働省令第30

号) 付則第 2 項ただし書に定める者については、同項ただし書に定める期間この告示を適用する。

4 改正後の告示第 2 条第 1 項第 11 号に該当する者に係るこの告示の適用については、特定不況業種離職者臨時措置法が効力を有する日までとする。ただし、特定不況業種離職者措置法施行規則(昭和 52 年労働省令第 31 号) 付則第 2 条ただし書に定める者については、同条ただし書に定める間この告示を適用する。

茨城県告示第 814 号

昭和 52 年 10 月 22 日付で両桁土地改良区から申請のあつた石野地区土地改良事業については、土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号) 第 48 条第 7 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により昭和 53 年 6 月 16 日認可したから、同法第 48 条第 9 項の規定により公告する。

昭和 53 年 6 月 22 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第 815 号

昭和 52 年 10 月 12 日付で石岡台地土地改良区から申請のあつた水沼地区土地改良事業については、土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号) 第 48 条第 7 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により昭和 53 年 6 月 16 日認可したから、同法第 48 条第 9 項の規定により公告する。

昭和 53 年 6 月 22 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第 816 号

昭和 53 年 5 月 16 日付農管指令第 252 号をもつて認可した愛宕地区の換地計画の更正については、換地処分があつた旨届出があつたので、土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号) 第 54 条第 4 項の規定により公示する。

昭和 53 年 6 月 22 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第 817 号

茨城県木材業者等登録条例第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり登録事項を変更した。

昭和 53 年 6 月 22 日

茨城県県北地方総合事務所長 橋 本 章

第 4 種業者登録

登 録 番 号	登 録 年 月 日	住 所 (所 在 地)	氏 名 (代表者) (氏 名)	商 号 (名 称)	営 業 所 又 は 工 場		業 種	備 考
					所 在 地	名 称		
北 総 合 第 102 号	昭和 53. 6. 6	高萩市高浜町 2 の 114	代表取締役 佐川利喜男	佐川木材株 式会社	住所に同じ	前記に同じ	素材生産 業 販 売 業 材 木 ツ ブ 業 製 材 業	変更後
"	52. 8. 1	"	代表取締役 佐川 利弘	"	"	"	"	変更前

訓 令

茨城県訓令第14号

茨城県交通災害見舞金等審査委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和53年 6 月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県交通災害見舞金等審査委員会規程の一部を改正する訓令

茨城県交通災害見舞金等審査委員会規程（昭和44年茨城県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号を次のように改める。

(1) 交通安全対策課長

第6条中「交通安全課」を「交通安全対策課」に改める。

付 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

●料理飲食等消費税公給領収証用紙の無効について

下記の料理飲食等消費税公給領収証用紙は、昭和53年 5 月 9 日から無効とする。

昭和53年 6 月22日

茨城県江戸崎県税事務所長 小 室 尚 昭

紛 失 年 月 日	紛 失 し た 用 紙		紛 失 し た 者	
	様 式	記号及び番号	住 所	氏 名
昭和53年 5 月 9 日	第15号の 7	P 298816 P 298900	稲敷郡牛久町柏 田3608—721	福 島 伊世高

●役員の住所変更

乙戸土地区画整理組合の理事の住所変更を土地区画整理法（昭和29年法律第 119 号）第29条第 2 項の規定により、次のとおり公告する。

昭和53年 6 月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

職 名	氏 名	住 所
理 事	下 村 邦 男	変更前 土浦市大字乙戸742番地
		変更後 土浦市大字乙戸652番地
"	石 塚 彦 一	変更前 土浦市大字乙戸76番地の11
		変更後 土浦市乙戸南三丁目 7 番 9 号

●土地立ち入り測量

土地収用法（昭和26年法律第 219 号）第11条第 1 項ただし書の規定により通知があつたので、同条第 4 項の規定により次のとおり公告する。

昭和53年 6 月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 起業者の名称 建設省
- 2 事業の種類 一般国道50号西水戸拡幅改築工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
水戸市加倉井町南中坪地内
" 大塚町地藏坪地内
- 4 立ち入ろうとする期間
昭和53年 6 月22日から昭和53年 9 月30日まで

●道路位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第42条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和53年 6 月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	指 定 日 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員 (m)	延 長 (m)
潮土木指令 第320号	53. 6 . 8	石崎 操	鹿島郡銚田町銚田2561	鹿島郡銚田町大字塔ヶ崎字馬頭観音709の3	4.00	34.95
" 第321号	"	高安勝右門	" 鹿島町大字根三田169の1	" 鹿島町大字宮中字新町付2032の18	4.00	30.21

高土木指令 第442号	53. 6. 14	椎名 桂三	日立市日高町 3—250	高萩市大字上手綱字上 野1113の57	6. 00	31. 00
" 第422号	53. 5. 31	矢内 周始	北茨城市平潟町 1076の1	北茨城市平潟町字大原 内1017の4	6. 00	41. 90

~~~~~

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第29条の許可に係る開発行為について，次の区域の工事が完了したので，同法第36条第 3 項の規定により公告する。

昭和53年 6 月 22 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1. 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

日立市助川町 5 丁目 716 番の 2 及び 716 番の 3

2. 事業主の住所及び氏名

日立市助川町 1 丁目 1 番 1 号

日立市長 立 花 留 治

~~~~~

★ 県政の総覧 ― 県民の六法 ★

茨 城 県 報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知つてもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部文書課あてお申し込み下さい。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 1,000 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人
発行所

茨 城 県

印刷所 茨 城 県 印 刷 所